

第8次

# 上尾市行政改革大綱・ 行政改革実施計画

上 尾 市  
平成28年3月



# 目 次

## ●行政改革大綱

1	新たな行政改革策定の趣旨	2
	（１）これまでの取組	
	（２）本市を取り巻く状況と行政改革の必要性	
2	基本方針	3
3	推進期間	4
4	実施計画	4
5	行政改革の推進体制	4

## ●行政改革実施計画

1	趣旨	5
2	推進期間	5
3	進行管理	5
4	基本方針	5
5	個別実施計画	6

## ●参考資料

1	現在までの行政改革の取組経過	1 2
2	第8次行政改革大綱・実施計画についての検討状況	1 7
3	上尾市行政改革推進委員会委員	1 8
4	定員管理（職員数）の状況	1 9
5	財政状況	2 0
6	上尾市行政改革推進委員会条例	2 2
7	上尾市行政改革推進本部設置規程	2 4

# ★行政改革大綱

## ■ 1 新たな行政改革策定の趣旨

### (1) これまでの取組

本市では、平成23年3月に策定した「第7次上尾市行政改革大綱（計画期間：平成23年度～平成27年度）」に基づき、

- ① 市民との協働による市政の推進
- ② 効率的で質の高い行政経営
- ③ 特別会計や第三セクター等の改革の推進
- ④ 自主性・自律性の高い財政運営

という4つの基本理念をもって行政改革に取り組んできた。

この計画期間において大きな効果を得た取組として、定員・給与の適正化や下水道使用料・国民健康保険税の改定等による特別会計への基準外繰出金の抑制、土地開発公社の長期保有地の売却や税の徴収強化などが挙げられる。

これらすべての取組による、平成23年度から平成27度の5年間での効果額は、累計で約131億円と見込まれる。※平成27年7月現在見込による

### (2) 本市を取り巻く状況と行政改革の必要性

平成20年以降、日本の総人口が減少している中で、これまで微増傾向にあった本市の人口も、平成27年度に入り、わずかながらではあるが、はじめて減少に転じた。しかし、以前から15歳以上65歳未満の生産年齢人口は減少しており、一方で特に65歳以上の老年人口の割合は24%を超え、既に超高齢社会に入っていると見え、住民に身近な行政である市町村の役割はますます重要なものとなっている。

国・地方を通じた財政状況は、今後、更なる進行が見込まれる人口減少の中で、これまで以上に厳しくなることが予想される。本市の平成27年度一般会計予算は、全国平均を上回る急速な高齢化に伴い、医療や年金、介護に係る社会保障関係経費が増加していることから、その規模は過去最大となっているものの、歳入では市税収入の減少により、基金からの繰入れが大きく増加した。このため、今後ますます進行する老年人口の増加や生産年齢人口の減少を見据えると、基金に頼った財政運営を継続することは困難な状況にあると言える。

さらに、学校・保育所・公民館などの公共施設や、公園・道路・上下水道などの都市基盤施設であるインフラ資産の一斉更新問題などの課題に対応していく必要があり、持続可能な財政基盤の確立が急務である。

以上を踏まえ、行政運営において、市民・NPO・事業者等との協働を進めるとともに、新たな自主財源の確保や事務事業等の継続的な見直しを行うこと

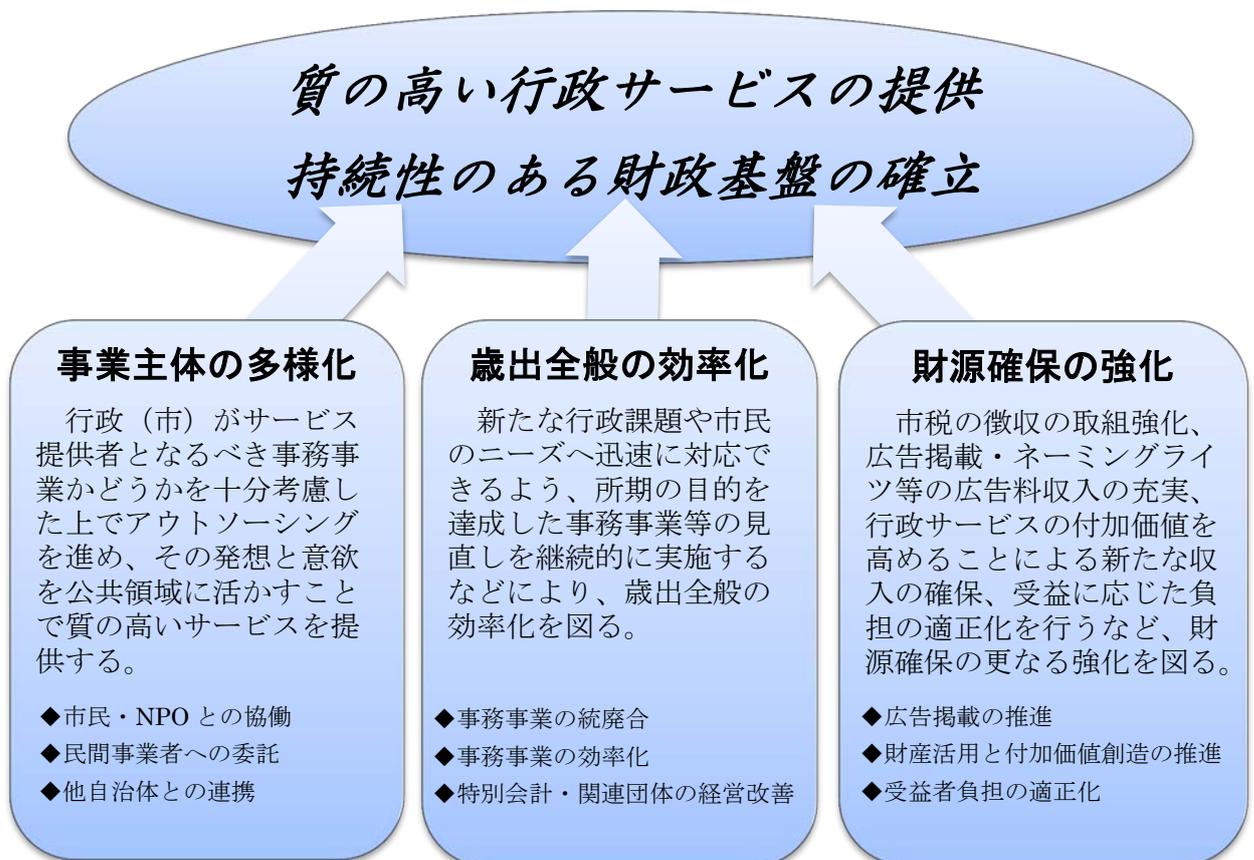
により、質の高い行政サービスの提供と持続性のある財政基盤の確立に向けて、第8次上尾市行政改革大綱を策定するものである。

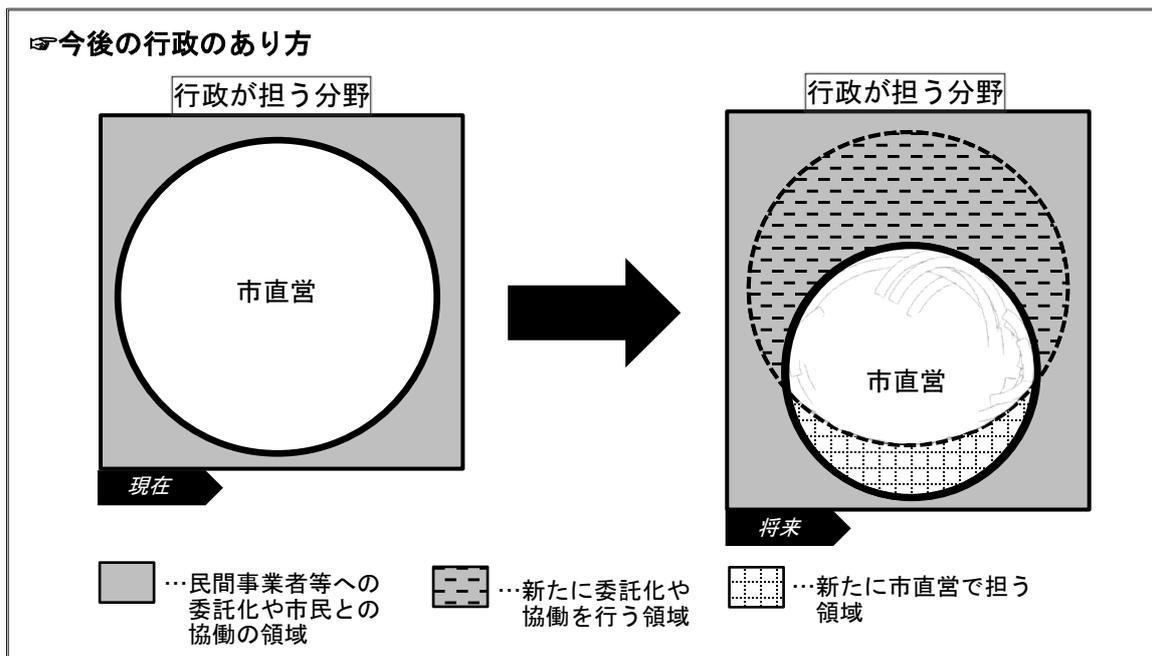
## ■ 2 基本方針

今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や公共施設及びインフラの資産更新問題への対応に加え、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加への対応が必要であり、更なる財政基盤の強化を図り、継続的かつ安定的な行政サービスを提供していくことが不可欠である。

そのためには、歳出全般の効率化や財源確保の強化に向けた取組を果敢に実行するとともに、これまで「行政」が直接担ってきた市民サービスの領域においても、民間事業者等への委託化や市民との協働などの事業主体の多様化を積極的に図り、これにより捻出された人的資源を、公務員が自ら対応すべき分野や新たな市民ニーズにより発生する分野へ集中することが必要である。

これら今後の行政のあり方を踏まえつつ、行政改革の基本方針として3つの方向性を明確化し、それを市民・事業者・行政が共有することにより、行政改革をより実効性のあるものとし、行政改革の目的である『質の高い行政サービスの提供』と『持続性のある財政基盤の確立』に繋げていくものとする。





### ■ 3 推進期間

上尾市行政改革大綱に定める行政改革項目の推進期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

### ■ 4 実施計画

本大綱に掲げた基本方針に基づき、改革すべき項目における課題を明らかにし、取組内容を示すことにより改革の推進を図る。

### ■ 5 行政改革の推進体制

行政改革の推進にあたっては、次のような推進体制で行う。

- ① 上尾市行政改革推進委員会  
市民参画による行政改革大綱及び実施計画の調査審議・進行管理機関
- ② 上尾市行政改革推進本部  
行政改革に関する意思決定及び推進機関
- ③ 行政改革推進幹事会  
行政改革推進本部の下に設置され、関係事項について実務的な見地から検討を行うとともに部内の各課と調整を行う。
- ④ 行政改革推進員  
行政改革大綱に沿った個別事業について、行政改革の具体的事項を検討し、実施するため各所属長又は主幹が推進員となる。

# ★行政改革実施計画

## ■ 1 趣旨

この実施計画は、「第8次上尾市行政改革大綱」に掲げた行政改革推進上の基本方針に基づき、行政改革推進のために実施する項目名、担当所属、経緯と課題、取組内容についてまとめたものである。

## ■ 2 推進期間

この実施計画は、行政改革大綱と同様に平成28年度から平成32年度までの5年間で推進期間とし、必要に応じて見直しを行う。

## ■ 3 進行管理

各項目の担当課において、毎年度その進捗状況の確認と見直しを行い、行政改革推進委員会に定期的に報告するとともに、広報紙や市のホームページ等により市民に公表する。

## ■ 4 基本方針

- (1) 事業主体の多様化
  - ① 市民・NPOとの協働
  - ② 民間事業者への委託
  - ③ 他自治体との連携
- (2) 歳出全般の効率化
  - ① 事務事業の統廃合
  - ② 事務事業の効率化
  - ③ 特別会計・関連団体の経営改善
- (3) 財源確保の強化
  - ① 広告掲載の推進
  - ② 財産活用と付加価値創造の推進
  - ③ 受益者負担の適正化

## ■ 5 個別実施計画

6 ページから 10 ページ

**(1)事業主体の多様化 — ①市民・NPOとの協働**

公園管理等の地域協働等の推進		みどり公園課
1	経緯と課題	地域の団体等による公園等の管理を進めているが、街区公園・ふれあいの森・ふるさとの緑の景観地について、更なる市民や民間事業者等の参加による協働を推進するとともに、管理運営コストの削減を図る必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 公園数165か所(内協定済62か所)・ふるさとの緑の景観地2か所(内協定済1か所)
	取組内容	アダプト制度の活用などにより、市民や民間事業者等との協定を5公園増やす。

**(1)事業主体の多様化 — ②民間事業者への委託**

市立保育所等の委託化		保育課
2	経緯と課題	市立保育所等の運営においては、多様なサービスの提供や管理運営コストの削減を図るため、建物を譲渡または貸与するなど、委託化を視野に入れた検討をする必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 公立保育所16か所 私立保育園18か所
	取組内容	民間事業者等への委託化について検討する。
ごみ定期収集の委託化		西貝塚環境センター
3	経緯と課題	ごみの定期収集については、委託化の方針で実施しており、収集委託区域の拡大、処理業務部門の委託化を推進する必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 委託区域 5地区(全体の92%) 環境管理員 24名
	取組内容	職員の退職にあたり、定期収集業務の委託化を推進する。
丸山公園小動物コーナーの委託化		みどり公園課
4	経緯と課題	丸山公園小動物コーナーの管理運営については、管理運営コストの削減を図るため、民間事業者等への指定管理者制度を含めた委託化を検討する必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 職員3名
	取組内容	民間事業者等への指定管理者制度を含めた委託化を検討する。
図書館運営の委託化		図書館
5	経緯と課題	図書館窓口業務については民間事業者への委託を行っているが、平成31年度予定の新図書館の供用開始に合わせ、多様なサービスの提供、コストの削減のため、更なる委託化を検討する必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 図書館費 410,655千円(平成27年度当初予算額) (職員16名 非常勤職員4名 短時間再任用1名)
	取組内容	民間事業者等への指定管理者制度を含めた委託化を検討する。
窓口業務・内部管理業務の委託化		全庁(行政経営課)
6	経緯と課題	定型的業務や内部管理業務を含めた事務事業全般にわたり、公務員の人的資源を有効に活用するべく、民間事業者等への指定管理者制度を含めた委託化を検討する必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 未実施
	取組内容	民間事業者等への指定管理者制度を含めた委託化を検討する。

**(1)事業主体の多様化 — ③他自治体との連携**

上尾市・伊奈町のごみ処理広域化		環境政策課
7	経緯と課題	管理運営コストの削減を図るため、伊奈町との共同ごみ処理施設の建設及び共同処理について検討する必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 継続協議中
	取組内容	共同ごみ処理施設の建設について検討する。
上尾市・伊奈町の消防広域化		消防総務課
8	経緯と課題	指令業務については伊奈町との共同運用を開始しているが、救急体制及び災害時初動体制の強化や本部機能統合による現場活動要員の増強などを図るため、伊奈町との広域化について検討する必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 指令業務の伊奈町との共同運用
	取組内容	実施期限である平成30年4月1日までの消防広域化について検討する。

**(2) 歳出全般の効率化 — ①事務事業の統廃合**

	<b>補助金等の見直し</b>		<b>全庁(行政経営課)</b>
9	経緯と課題	すでに所期の目標を達成した補助金や費用対効果の小さい補助金については、一定の基準を作成し、継続的に見直していく必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】未実施	
	取組内容	見直し基準の作成とそれに沿った補助金等の見直しを行い、補助額について検討する。	
	<b>証明書等のコンビニ交付開始と重複事務の解消</b>		<b>市民課・行政経営課</b>
10	経緯と課題	証明書等のコンビニ交付の導入の検討に合わせ、証明書発行業務の縮小を視野に入れ、重複事務となる土日開庁窓口の廃止等について検討する必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 証明書発行業務に係る人員 職員36名 非常勤職員7名 短時間再任用15名	
	取組内容	職員の人員配置の適正化を図りつつ、コンビニ交付の導入を検討する。	
	<b>老人福祉センターことぶき荘の見直し</b>		<b>高齢介護課</b>
11	経緯と課題	入浴施設の維持管理に多大な経費がかかることから、そのあり方について抜本的な見直しを行う必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 管理運営事業 24,424千円(平成27年度当初予算額) 年間利用者数延べ44,803人	
	取組内容	総合福祉センターの改修工事に合わせ、入浴施設については、廃止または有料化を検討する。	
	<b>平方幼稚園の見直し</b>		<b>教育総務課</b>
12	経緯と課題	定員に対し半数程度の入園者数(平成27年度4月1日現在 在園児数51人)となっており、そのあり方について抜本的な見直しを行う必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 幼稚園費 48,726千円(平成27年度当初予算額)	
	取組内容	民間幼稚園の就園状況に鑑み、抜本的な見直しを行い、そのあり方について検討する。	

**(2) 歳出全般の効率化 — ②事務事業の効率化**

	<b>プロジェクトチーム・ワーキンググループ等の見直し</b>		<b>行政経営課</b>
13	経緯と課題	担当課の主体性の確立を図るとともに、本務に注力できる環境を整えるためにプロジェクトチーム・ワーキンググループ等の設置におけるルールを作成する必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】未実施	
	取組内容	プロジェクトチームやワーキンググループ等の設置におけるルールを作成し、人的資源の有効活用を検討する。	
	<b>ごみの減量・ごみ処理経費削減</b>		<b>環境政策課 西貝塚環境センター</b>
14	経緯と課題	ごみの減量やごみ処理経費削減についてはこれまでも行政改革で取り組んでいるが、継続的に取り組む必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 可燃ごみ排出量58,896トン 清掃総務費+ごみ処理費 2,680,552千円(平成27年度当初予算額)	
	取組内容	リサイクルの推進及びごみ処理の有料化の検討を行い、可燃ごみ排出量を52,942トンに減量する。	
	<b>学校余裕教室等の活用</b>		<b>教育総務課</b>
15	経緯と課題	少子化の進行に鑑み、学校余裕教室等を有効活用する必要がある。 【平成27年度末の状況(見込み)】 余裕教室等を活用した学校 平方北小学校・大石南小学校・西小学校等	
	取組内容	放課後児童クラブ等の設置を含め、学校余裕教室等の活用について検討する。	

**(2)歳出全般の効率化 — ③特別会計・関連団体の経営改善**

	<b>関連団体に対する補助金の見直し</b>		<b>高齢介護課・福祉総務課 商工課</b>									
16	経緯と課題	<p>関連団体の運営については、組織の効率化など自立に向けた取組を促すとともに、当該団体に対する補助金の更なる適正化について検討する必要がある。</p> <p>【平成27年度末の状況(見込み)】</p> <table> <tr> <td>補助金</td> <td>①シルバー人材センター</td> <td>29,402千円</td> </tr> <tr> <td>(平成27年度)</td> <td>②社会福祉協議会</td> <td>160,446千円</td> </tr> <tr> <td>当初予算額)</td> <td>③勤労者福祉サービスセンター</td> <td>46,604千円</td> </tr> </table>	補助金	①シルバー人材センター	29,402千円	(平成27年度)	②社会福祉協議会	160,446千円	当初予算額)	③勤労者福祉サービスセンター	46,604千円	
補助金	①シルバー人材センター	29,402千円										
(平成27年度)	②社会福祉協議会	160,446千円										
当初予算額)	③勤労者福祉サービスセンター	46,604千円										
	取組内容	補助金の適正化を図る。										
	<b>国民健康保険特別会計繰出金の繰出基準内への抑制</b>		<b>保険年金課</b>									
17	経緯と課題	<p>受益者負担の観点から、一般会計からの基準外繰出金を抑制する必要がある。</p> <p>【平成22～26年度の平均値】 基準外繰出金決算額平均 992,568千円</p>										
	取組内容	医療費の抑制及び保険税の適正化を継続的に実施する。										
	<b>公共下水道特別会計繰出金の繰出基準内への抑制</b>		<b>経営総務課</b>									
18	経緯と課題	<p>受益者負担の観点から、一般会計からの基準外繰出金を抑制する必要がある。</p> <p>【平成22～26年度の平均値】 基準外繰出金決算額平均値 657,708千円 (公共下水道管理基金繰入金含む)</p>										
	取組内容	公営企業会計への移行を進めるとともに、更なる事務事業の効率化を実施し、使用料の適正化についても継続的に検討する。										

**(3) 財源確保の強化 — ① 広告掲載の推進**

施設・車両を活用した広告掲載		全庁
19	<p>経緯と課題</p> <p>更なる広告料収入を確保する必要がある。</p> <p>ぐるっとくんバス停・上尾駅自由通路広告、 【平成27年度末の状況(見込み)】 コミュニティビジョン・地図案内板貸付 計 3,710千円(平成27年度当初予算額)</p>	
	<p>取組内容</p> <p>①ぐるっとくんのバス停広告・ネーミングライツの更なる拡充 ②市有施設のネーミングライツの実施 ③上尾駅自由通路広告の更なる拡充とその他市有地への新たな看板設置</p> <p>その他、随時新たな広告掲載媒体を拡充し、広告料収入を25%増やす。</p>	
市発行物等を活用した広告掲載		全庁
20	<p>経緯と課題</p> <p>更なる広告料収入の確保や作成費の圧縮を図る必要がある。</p> <p>市ホームページ、広報、ごみ収集カレンダー、 【平成27年度末の状況(見込み)】 健康カレンダー、窓口封筒、くらしのガイドへの広告掲載 計 9,546千円(平成27年度当初予算額)</p>	
	<p>取組内容</p> <p>①市発行物への広告掲載によって得られる広告収入により歳入の確保を図る ②市で作成していた市発行物を、広告掲載を行うことで、民間事業者による作成を依頼し事業費の削減を図る</p> <p>その他、随時新たな広告掲載媒体を拡充し、広告料収入や広告掲載による効果額を15%増やす。</p>	

**(3) 財源確保の強化 — ② 財産活用と付加価値創造の推進**

財産の活用		全庁
21	<p>経緯と課題</p> <p>市有財産の更なる活用による新たな歳入の確保を図る必要がある。</p> <p>【平成27年度末の状況(見込み)】 自動販売機設置場所貸付による財産収入 計 14,318千円(平成27年度当初予算額)</p>	
	<p>取組内容</p> <p>①新たな貸付契約自動販売機を設置 ②空き地や公共施設を利用したソーラーパネルの設置による貸付料等の収入を確保</p> <p>その他、随時新たに活用可能な財産を活用し、貸付料等の収入を10%増やす。</p>	
不要資産の売却		全庁
22	<p>経緯と課題</p> <p>道路・水路を含むすべての未利用の市有地について、必要性や有効活用について検討し、不要資産については処分を検討する必要がある。</p> <p>【平成27年度末の状況(見込み)】 代替地・残地 14,571.25㎡ 普通財産未利用地 41,956㎡</p>	
	<p>取組内容</p> <p>事業の目標を達成している未利用地や利用実態のない道路・水路についての処分・払下げを進める。</p>	
新たな行政サービスの取組み		全庁
23	<p>経緯と課題</p> <p>行政サービスの付加価値を高め、新たな歳入の確保を図るとともに事業費の削減を図る必要がある。</p> <p>【平成27年度末の状況(見込み)】 未実施</p>	
	<p>取組内容</p> <p>①婚姻届受理証明のデザインをリニューアルする</p> <p>その他、随時新たな取組みを拡充し、500千円の効果を出す。</p>	

**(3) 財源確保の強化 — ③ 受益者負担の適正化**

	<b>手数料・使用料等の見直し</b>		<b>全庁(行政経営課)</b>
24	<b>経緯と課題</b>	<p>長期間見直しを行っていない手数料・使用料等について、物価や消費税の引上げを考慮し原価を算出した上で、市民が本来負担すべき割合等を勘案し適正化を図る必要がある。</p> <p>【平成27年度末の状況(見込み)】 未実施</p>	
	<b>取組内容</b>	<p>①学校体育館の使用料徴収 … 団体等の利用に対し、使用料を徴収する</p> <p>②貸出物の有料化 … 会議室や物品等、市民向けに無料貸し出ししているものについて有料化を実施する</p> <p>③手数料・使用料の見直し … 長期間見直しを行っておらず、物価や消費税率の引上げを考慮し、受益者負担の適正化を図る</p> <p>その他、随時手数料・使用料等の見直しを行い、具体的な額を検討する。</p>	
	<b>公金・税の徴収の徹底</b>		<b>納税課・保育課・高齢介護課 保険年金課・業務課</b>
25	<b>経緯と課題</b>	<p>受益者負担の観点から、税のみならず、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料の徴収強化に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>【平成26年度末の状況】</p> <p>現年度収納率 税98.8% 保育料98.8% 介護保険料98.6% 後期高齢者医療保険料99.2% 下水道使用料98.6%</p>	
	<b>取組内容</b>	<p>公金徴収一元化や適切な滞納処分を進めるなどにより、平成32年度までに収納率等を、税は0.5ポイント、保育料は0.5ポイント、後期高齢者医療保険料は0.4ポイント、介護保険料は0.4ポイント、下水道使用料は0.1ポイント、それぞれ引き上げる。</p>	

# 参 考 资 料

## 1 現在までの行政改革の取組経過

### 第一次行政改革

昭和50年、行財政研究対策委員会を設置し、庁内で使用料・手数料等の見直し、保育料・道路占用料の引上げ、歳出の削減について見直しを行う。

### 第二次行政改革

昭和56年11月、上尾市行政改革推進会議を庁内に設置。

#### 主な検討事項

- ① 事務事業の整理合理化
- ② 定員・職制の合理化
- ③ 給与水準のあり方の検討
- ④ 歳入確保の方策
- ⑤ 歳出の合理化方策  
について検討を行う。

昭和59年3月、昭和59年度における検討課題と取組を決定。

#### 主な検討事項

- ① 事務事業の整理合理化
- ② 事務処理の効率化
- ③ 事務事業の外部委託
- ④ 定員・職制の合理化
- ⑤ 給与水準のあり方の検討
- ⑥ 職員資質の向上
- ⑦ 税収の確保
- ⑧ 使用料・手数料及び補助金の見直し
- ⑨ 中長期財政見通しの策定
- ⑩ 歳出の合理化方策  
について検討を行う。

### 第三次行政改革

「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）の策定について」（昭和60年1月22日自治省）により、昭和60年11月に上尾市行政改革大綱を策定。

#### （1）基本方針

「市民参加・市民本位の市政」を堅持しつつ、「スクラップ・アンド・ビルド」を基本に行財政の再編整備に努め、「上尾市総合計画」を柱とした計画的な行財政運営を推進する。

#### （2）推進体制

- ① 行政改革推進本部（本市の行政改革の推進に関する審議決定機関）

市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、水道事業管理者、参与、

部長及び部長相当職により構成

- ②行政改革推進本部検討部会（推進本部のもと関係事項の調査検討を行い、課題別分科会、全体会を開催）

企画財政部次長を部会長、総務部次長を副部会長とし、企画調整課長、財政課長、行政課長、職員課長及び各部主幹職により構成

- ③部単位の行政改革推進会議（各部単位で行政改革事項を検討）

各部次長をリーダー、各部主幹をサブリーダーとし、各課代表者により構成

- ④行政改革懇談会の設置（市民の理解と協力を得るための懇談会を開催）

市議会議員、有識者を含めた市民12人で構成

### （3）取組期間

昭和60年11月から3年間（大綱に掲げる主な取組計画）

## 第四次行政改革

「地方公共団体における行政改革推進のための指針について」（平成6年10月7日自治省）により、平成8年8月に上尾市行政リストラ大綱を策定。

### （1）基本方針

- ①限りある財源を的確な行政目標と適正な手段で再配分する。

- ・事務事業の見直し
- ・各種公共施設の設置・管理運営のあり方を見直し
- ・受益者負担（使用料・手数料）の適正・公正な運用
- ・補助金行政の見直し
- ・給付（金銭・マンパワー）行政の再構築
- ・積極的な民間委託の活用

- ②市民と行政の新たな関係を構築し、開かれた行政を実現する。

- ・広聴システムの拡充
- ・情報公開制度の整備
- ・行政手続きの簡素化と透明性の向上
- ・行政広報の充実
- ・市民参加と市民活動の促進

- ③地方自治体としての体力及び能力を向上する

- ・時代に即応した組織機構の再編成
- ・最小の人員で最大の効果が発揮できる職員定数の実現
- ・市民の理解と支持が得られる給与制度の確立
- ・情報化による市民サービスと事務能率の向上
- ・職員能力の開発と最大発揮の推進
- ・国・県からの権限と財源の移譲を積極的に取り組み
- ・生活圏に整合する都市行政の展開

### （2）推進体制

- ①行政リストラ推進本部（本市の行政改革の推進に関する審議決定機関）

市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、水道事業管理者、部長

の職にあるものにより構成

- ②行政リストマネージャー会議（推進本部のもと関係事項の調査検討を行い、課題別分科会、全体会を開催）

企画財政部次長をリーダー、総務部次長をサブリーダーとし、各部次長の職にあるもの及び政策企画室長、財政課長、庶務課長、及び職員課長により構成

- ③行政リスト推進委員会（大綱の策定、行革の計画的推進に関し市民による意見具申を行うための委員会）

市議会議員、有識者を含めた市民12人で構成

### (3) 取組期間

平成8年度から平成12年度までの5年間

## 第五次行政改革

「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」自治省（平成9年11月14日）に沿って、平成12年度までの現行行政リスト大綱の見直しを行い、平成13年2月に「上尾市行政改革大綱」を策定。

### (1) 基本方針

- ①市民に開かれた市政の推進
- ②地方分権の時代にふさわしい市の役割と責任分野の明確化
- ③スリムで弾力性に富んだ行政運営体制の構築と職員の意識改革の推進
- ④弾力性に富む財政運営の実現に向けた財政構造改革の推進

### (2) 行政改革推進上の主要事項

- ①事務事業の見直し
- ②組織・機構の見直し
- ③外郭団体の見直し
- ④定員及び給与の適正化の推進
- ⑤人材の育成・確保の推進
- ⑥行政の情報化等行政サービスの向上
- ⑦公正の確保と透明性の向上
- ⑧経費の節減合理化等財政の健全化推進
- ⑨会館等公共施設でのサービスの向上
- ⑩公共工事の見直し
- ⑪広域行政による連携

### (3) 推進体制

- ①行政改革推進本部（本市の行政改革の推進に関する審議決定機関）

市長を本部長、助役を副本部長とし、収入役、教育長、水道事業管理者、部長の職にあるものにより構成

- ②行政改革推進幹事会（推進本部のもと関係事項の調査検討を行う）

企画財政部次長をリーダー、総務部次長を幹事長とし、各部次長の職にあるもの及び総合政策課長、財政課長、庶務課長、及び職員課長により構成

- ③行政改革推進委員会（市長の諮問に応じて、大綱の策定、行革の計画的推進に関

し調査審議するための委員会)

各種団体の代表者、有識者を含めた市民12人で構成

(4) 取組期間

平成13年度から平成17年度までの5年間

## 第六次行政改革

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」総務省(平成17年3月29日)に沿って、平成17年度までの現行行政改革大綱の見直しを行い、平成18年3月に「上尾市行政改革大綱」を策定。

(1) 基本理念

- ①市民との協働による市政の推進
- ②効率的で質の高い行政経営
- ③職員の意識改革と能力開発
- ④自主性・自律性の高い財政運営

(2) 行政改革の基本方針

- ①市民、NPO、企業等地域の多様な主体との協働を進め、それぞれが持つ発想と意欲を公共領域に活かすことにより、多元的で質の高い市民サービスを実現する。
- ②積極的な情報提供による透明性の高い行政運営を推進し、市民の信頼に応えうる効率的な行政システムを確立する。
- ③人材育成基本方針に基づいて、地域の将来を見据え、長期的な視点に立って意欲的に改革に取り組む職員の育成を図る。
- ④財源、人材等の経営資源配分の重点化を図ることにより、自主性・自律性の高い財政運営と財政基盤を確立し、市政の持続的発展を推進する。

(3) 行政改革推進の主要事項

- ①行政の担うべき役割の重点化
- ②行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
- ③定員管理及び給与の適正化等
- ④人材育成の推進
- ⑤公正の確保と透明性の向上
- ⑥電子自治体の推進
- ⑦自主性・自律性の高い財政運営の確保
- ⑧市議会

(4) 推進期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

## 第七次行政改革

行政を取り巻く状況から、継続的な行政改革の推進が必要であるため、平成22年度までの現行行政改革大綱の見直しを行い、平成22年3月に「上尾市行政改革大綱」を策定。

(1) 基本方針

- ①市民との協働による市政の推進
- ②効率的で質の高い行政経営
- ③特別会計や第三セクター等の改革の推進
- ④自主性・自律性の高い財政運営

(2) 行政改革の主要事項（6つの柱）

- ①行政の担うべき役割の重点化（事務事業の整理・再編）
- ②地域協働と民間委託等の推進
- ③行政の効率化・最適化（行政内部の効率化と広域行政）
- ④定員管理及び給与の適正化等
- ⑤特別会計・第三セクター等の経営改善
- ⑥自主財源の確保

(3) 推進期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

## 第八次行政改革

「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」総務省（平成27年8月28日）に沿って、平成27年度までの現行行政改革大綱の見直しを行い、平成28年3月に新たな「上尾市行政改革大綱」を策定。

## 2 第8次行政改革大綱・実施計画についての検討状況

### 1 行政改革推進委員会

- 第1回行政改革推進委員会（平成27年10月13日）
- 第2回行政改革推進委員会（平成28年 1月12日）

### 2 行政改革推進本部会議

- 第2回行政改革推進本部会議（平成27年 7月 6日）
- 第4回行政改革推進本部会議（平成27年10月 5日）
- 第5回行政改革推進本部会議（平成27年12月24日）

※第1回及び第3回行政改革推進本部会議は、指定管理者制度及び第7次行政改革実施計画の進捗について検討を行った

### 3 行政改革推進幹事会

- 第1回行政改革推進幹事会（平成27年 7月29日）
- 第2回行政改革推進幹事会（平成27年 9月24日）
- 第3回行政改革推進幹事会（平成27年11月24日）

### 4 各課における検討(行革関連)

- ① 第7次行政改革実施計画個別事業達成度調査
- ② 第8次行政改革実施計画個別事業の調査・検討

### 5 その他

- ・市民コメント制度による意見募集(平成27年10月27日～平成27年11月16日)

**3 上尾市行政改革推進委員会委員** （平成27年10月就任）（敬称略）

委員長	井上 繁	有識見者	元常磐大学院 教授
副委員長	神田 隆雄	団体代表	あだち野農業協同組合 代表理事組合長
委員	本田 耕作	団体代表	上尾市区長会連合会 理事
委員	高山 奈穂美	団体代表	上尾市コミュニティ推進会議 監事
委員	神田 博一	団体代表	上尾商工会議所 副会頭
委員	作山 康	有識見者	芝浦工業大学 教授
委員	佐藤 保夫	有識見者	恵友工業株式会社 代表取締役
委員	藤波 貢	有識見者	有限会社ワカバグリーン 代表取締役
委員	高木 理恵	有識見者	UDトラックス株式会社 企画渉外部マネージャー
委員	内山 茂樹	有識見者	ユー・エム・シー・エレクトロニクス株式会社 代表取締役社長
委員	大野 宣子	有識見者	税理士 関東信越税理士会上尾支部 副支部長

#### 4 定員管理(職員数)の状況

各年度4月1日現在

(単位:人)

部 門	年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	区分										
一般行政	職員数 A	970	948	909	896	886	880	880	887	886	879
	対前年増減数	△ 27	△ 22	△ 39	△ 13	△ 10	△ 6	0	7	△ 1	△ 7
	計画数 a	977	966	951	930	904	890	885	886	890	890
	達成状況(A-a)	△ 7	△ 18	△ 42	△ 34	△ 18	△ 10	△ 5	1	△ 4	△ 11
特別行政	職員数 B	446	447	445	435	429	419	420	418	417	415
	対前年増減数	△ 2	1	△ 2	△ 10	△ 6	△ 10	1	△ 2	△ 1	△ 2
	計画数 b	446	442	433	427	426	422	420	419	418	418
	達成状況(B-b)	0	5	12	8	3	△ 3	0	△ 1	△ 1	△ 3
公営企業等	職員数 C	126	126	124	127	127	127	127	125	122	122
	対前年増減数	△ 9	0	△ 2	3	0	0	0	△ 2	△ 3	0
	計画数 c	126	126	124	125	120	120	127	127	124	124
	達成状況(C-c)	0	0	0	2	7	7	0	△ 2	△ 2	△ 2
合 計	職員数D(A+B+C)	1,542	1,521	1,478	1,458	1,442	1,426	1,427	1,430	1,425	1,416
	対前年増減数	△ 38	△ 21	△ 43	△ 20	△ 16	△ 16	1	3	△ 5	△ 9
	計画数d(a+b+c)	1,549	1,534	1,508	1,482	1,450	1,432	1,432	1,432	1,432	1,432
	達成状況(D-d)	△ 7	△ 13	△ 30	△ 24	△ 8	△ 6	△ 5	△ 2	△ 7	△ 16

## 5 財政状況

### (1) 普通会計決算による財政状況の比較

	16年度	21年度	26年度
人口 (人)	222,029	223,573	227,995
歳入総額 (千円)	51,191,369	57,882,700	59,574,533
市税収入総額 (千円)	28,486,145	30,562,944	30,514,946
市民一人当たり (円)	128,299	136,702	133,840
歳出総額 (千円)	49,592,579	56,614,754	57,141,229

	16年度	21年度	26年度	
経常収支比率 (%)	92.3	93.3	94.1	
実質公債費比率※ (%)	—	6.6	4.0	
将来負担比率※ (%)	—	89.0	34.9	
実質収支比率 (%)	4.1	3.5	5.7	
地方債現在高 (千円)	64,872,996	60,076,718	60,168,175	
市民一人当たり (円)	292,183	268,712	263,901	
基金現在高 (千円) <small>(財政調整基金、公共施設整備基金、市債管理基金等)</small>	2,320,133	3,141,154	6,682,235	
市民一人当たり (円)	10,450	14,050	2,9309	
歳出の 主な 性質 別 構成 比	人件費 (%)	28.3	22.4	19.8
	物件費 (%)	15.5	14.8	16.2
	扶助費 (%)	14.0	16.5	26.7
	補助費等 (%)	4.2	11.0	5.8
	公債費 (%)	12.3	12.6	11.4
	普通建設事業費 (%)	12.2	12.2	9.2
	繰出金 (%)	10.8	8.9	9.8

※実質公債費比率及び将来負担比率は、平成19年度決算から算出しているもの

#### 一般会計当初予算における財政調整基金からの繰入金

	16年度	21年度	26年度
財政調整基金繰入金 (千円)	570,780	1,155,514	1,928,421

(2) 平成26年度普通会計決算による類似団体等との財政状況の比較

		上尾市 <sub>(再掲)</sub>	狭山市	新座市	久喜市	
人口	(人)	227,995	154,126	163,169	154,396	
歳入総額	(千円)	59,574,533	47,999,370	54,037,664	49,778,453	
	市税収入総額	(千円)	30,514,946	21,809,524	23,494,740	22,116,832
	市民一人当たり	(円)	133,840	141,505	143,990	143,247
歳出総額	(千円)	57,141,229	45,700,422	52,525,636	47,541,668	

		上尾市 <sub>(再掲)</sub>	狭山市	新座市	久喜市	
経常収支比率	(%)	94.1	92.4	95.0	91.7	
実質公債費比率	(%)	4.0	1.6	5.1	9.0	
将来負担比率	(%)	34.9	9.1	52.9	51.5	
実質収支比率	(%)	5.7	7.1	4.5	5.1	
地方債現在高	(千円)	60,168,175	38,618,652	47,139,783	48,073,682	
	市民一人当たり	(円)	263,901	250,565	288,902	311,366
基金現在高	(千円)	6,682,235	9,978,104	3,972,521	6,896,415	
	<small>(財政調整基金、公共施設整備基金、市債管理基金等)</small>					
	市民一人当たり	(円)	29,309	64,740	24,346	44,667
歳出の 主な 性質 別 構成 比	人件費	(%)	19.8	16.8	13.3	15.7
	物件費	(%)	16.2	16.6	10.4	12.4
	扶助費	(%)	26.7	22.6	27.6	21.5
	補助費等	(%)	5.8	10.6	10.0	13.4
	公債費	(%)	11.4	7.3	8.5	10.8
	普通建設事業費	(%)	9.2	13.1	12.4	9.9
	繰出金	(%)	9.8	9.0	10.7	12.8

一般会計当初予算における財政調整基金からの繰入金

		上尾市 <sub>(再掲)</sub>	狭山市	新座市	久喜市
財政調整基金繰入金	(千円)	1,928,421	1,867,822	2,016,488	1,982,067

## 6 上尾市行政改革推進委員会条例

平成7年6月21日

条例第14号

平成26年3月から改正経過を注記した

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、簡素で効率的な行政の実現を推進するため、上尾市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上尾市行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 上尾市行政改革大綱の計画的推進に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 識見を有する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部において処理する。

(平26条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成12年条例第7号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の上尾市行政リストラ推進委員会条例(次項において「改正前の条例」という。)第3条第2項の規定により上尾市行政リストラ推進委員会の委員に委嘱されている者は、改正後の上尾市行政改革推進委員会条例(次項において「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により上尾市行政改革推進委員会の委員に委嘱されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第1項の規定により上尾市行政リストラ推進委員会の委員長又は副委員長に定められている者は、改正後の条例第5条第1項の規定により上尾市行政改革推進委員会の委員長又は副委員長に定められたものとみなす。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成13年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 7 上尾市行政改革推進本部設置規程

平成 23 年 3 月 7 日

市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令第 1 号

本庁

出先機関

上尾市消防本部

上尾市水道部

上尾市議会事務局

上尾市教育委員会事務局

市立教育機関

上尾市行政改革推進本部

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化と地方分権の時代に対応することができる市行政を目指し、簡素で効率的な行政システムの確立を図るため、上尾市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 上尾市行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 上尾市行政改革実施計画に関すること。
- (3) 行政システムの再構築に関すること。
- (4) その他行政改革の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成等)

第 3 条 本部長は、市長とする。

- 2 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、本部を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第 5 条 本部長は、第 2 条各号に掲げる事務(以下「所掌事務」という。)を遂行するため必要があると認めるときは、本部員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(行政改革推進幹事会)

第6条 本部に、次に掲げる事務を行わせるため、行政改革推進幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- (1) 所掌事務に関し実務的な見地から検討を行うこと。
- (2) 本部の会議に付議する事案についてあらかじめ調査審議すること。
- (3) その他行政改革を全庁的に推進するに当たり必要となる事務

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、行政経営部次長(行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部行政経営課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長)の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、及び主宰する。

6 前条の規定は、幹事長について準用する。

(平26市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令2・一部改正)

(行政改革推進員)

第7条 各部の次長は、所掌事務における特定の事項を検討し、及び実施するため、行政改革推進員を置くことができる。

2 行政改革推進員は、課、室等の長又は主幹の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第8条 本部及び幹事会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(平26市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令2・一部改正)

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平26市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令2・全改)

教育長	市長政策室長	行政経営部長	総務部長	子ども未来部長	健康福祉部長	市民生活部長	環境経済部長	都市整備部長	会計管理者	上下水道部長	消防長	議会事務局長	教育委員会事務局教育総務部長	教育委員会事務局学校教育部長
-----	--------	--------	------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-----	--------	----------------	----------------

別表第2(第6条関係)

(平26市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会教育長訓令2・全改)

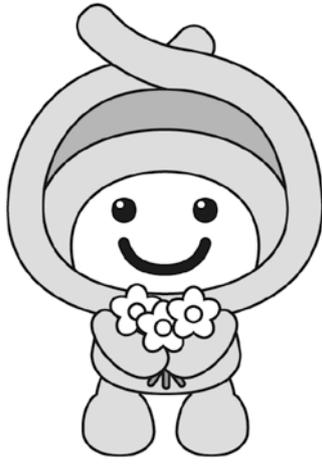
市長政策室次長 行政経営部次長(幹事長であるものを除く。) 総務部次長 子ども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部次長 環境経済部次長 都市整備部次長 上下水道部次長 消防本部次長 議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部次長 教育委員会事務局学校教育部次長 行政経営部行政経営課長 行政経営部財政課長 総務部総務課長 総務部職員課長

上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画

平成28年3月

上尾市行政改革推進本部

上尾市行政経営部行政経営課



上尾市